

公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載要領

制定 平成 20 年 5 月 30 日

改正 平成 22 年 5 月 11 日

改正 平成 22 年 8 月 23 日

改正 平成 22 年 11 月 22 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 8 月 23 日

改正 令和 2 年 9 月 7 日

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センターが管理するホームページのトップページ（以下「財団トップページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、公益財団法人三重県産業支援センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次の各号のとおりとする。

(1)広告の種類 バナー広告

(2)広告の掲載位置 財団トップページの所定の位置

(3)掲載枠数 5 枠

(4)規格 大きさ 縦 50 ピクセル・横 170 ピクセル

型式 GIF・JPEG・PNG

データ容量 1 ファイルあたり 50KB 以下

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第3条に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載の期間)

第4条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、3ヶ月以上1月単位とする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として、毎月1日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として、決定された広告掲載期間に応じて、広告掲載開始日から当該期間を経過した月の末日とする。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次の各号のとおりとする。

(1)募集方法は、原則として公益財団法人三重県産業支援センター（以下「財団」という。）のホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。

(2)募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(3)広告の掲載を希望する者は、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載申込書（様式第1号）により財団に申し込むものとする。

(4)前号の申し込みは、原則として広告の掲載を開始したい月の前月 10 日までに行うものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

- 第6条 財団は、前条の規定による申込みがあった場合は、速やかに審査を行い、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位の場合は、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。
- 2 財団は前項の規定により決定したときは、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

- 第7条 広告掲載料は、特別情報会員以外の場合は1枠あたり5,000円/月（消費税及び地方消費税を含まない）、特別情報会員の場合は1枠あたり2,500円/月（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。
- 2 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、前項の規定による広告掲載料を、財団が指定した日までに、財団が発行する請求書により一括して前納するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

- 第8条 財団は、掲載を決定した広告が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができるものとする。
- (1)要綱第8条第1項第1号の規定により定められた期日までに広告原稿が提出されないとき
- (2)要綱第8条第1項第2号の規定により定められた期日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3)要綱第3条の規定に反すると判断したとき
- 2 財団は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対してその理由を付して公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定に基づいて広告の掲載を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、財団はその賠償の責を負わない。
- 4 財団は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載取り下げ書（様式第4号）により申し出なければならない。
- 3 財団は、前項の規定により広告掲載取り下げ書を受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第10条 財団は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、第7条第1項に規定する広告掲載料に基づき、掲載

しなかった日数に応じて日割計算により算出した金額を広告主に返還するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の理由により、財団ホームページが一時停止した場合、当該期間については、広告を掲載しなかった期間に算入しないものとする。

(1)機器等の保守又は工事を行う場合

(2)天災、事変その他真にやむを得ない事態が発生した場合

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告原稿の作成)

第11条 広告作成は、広告主が行うものとする。広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して20日前までの財団が指定する日までに、原稿データを財団の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主はイラストや画像を使用する場合は、これらを使用する権利が広告主に帰属するものでなければならない。

4 財団は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第13条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合、ユニバーサルデザインの観点から閲覧しにくいと認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

5 前項の規定により修正に要する経費は広告主が負担するものとする。

(広告の禁止表現)

第12条 広告の禁止表現は、原則として次の各号とし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1)閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2)閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3)実際には機能しないもの

(4)閲覧者が公益財団法人三重県産業支援センターに関する情報と錯誤する恐れのあるもの

(5)その他広告の表現として適当でないと財団が認めるもの

2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第13条 広告主は、当該広告の内容を原則として1月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告内容を変更しようとする場合は、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載内容変更届出書(様式第5号)により、財団にあらかじめ届け出るものとする。この場合において、第11条の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、公益財団法人三重県産業支援センタートップページ広告掲載内容変更届出書(様式第5号)により財団に届け出るものとする。

(審査)

第15条 要綱第11条の規定により、財団トップページに掲載する広告の審査は、事務局にて行う。

2 事務局は必要に応じて、財団等の関係者に広告内容に関する意見を聞くことができる。

(事務局)

第16条 審査業務を担当する事務局は、総務企画課とする。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟については、津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月22日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年8月23日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月7日から施行する。